
◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第8、請願第1号 株式会社タカギ所在地の文化財保護法における「史跡名勝天然記念物」指定解除に関する請願についての件を議題といたします。

お諮りします。請願第1号 株式会社タカギ所在地の文化財保護法における「史跡名勝天然記念物」指定解除に関する請願については、会議規則第90条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 株式会社タカギ所在地の文化財保護法における「史跡名勝天然記念物」指定解除に関する請願については委員会への付託を省略することに決しました。

直ちに本会議により請願の内容を審議いたします。

請願の朗読は省略して、紹介議員から趣旨説明を求めます。

（3番渡辺文彦議員 登壇 趣旨説明）

○議長（土屋清武君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○8番（稲葉昭宏君） 紹介者である渡辺議員にお伺いいたしますけれども、これは、いろいろ願意の目的というものがここに書かれております。

実は、今日傍聴席に高木君がおりますけれども、以前にも高木君と私と話をして、何年か前からあった問題については、本人が忸怩たる思いで今日まできていると思います。なかなか思うような・・・、その時もいろいろ相談をして各方面に働きかけたりしてきた経緯があるわけですから、私は高木君のその気持ちというのは十分に汲んでわかるわけですが、ただ、この願意の目的が、これは教育委員会が受け付けてくれないということなんです。ですから、紹介議員がおそらく教育委員会なんかにも行って、お話されたと思うんですが、原因は、何で教育委員会が受け付けてくれないのか。

○3番（渡辺文彦君） 私もその件に関しましては、高木氏に何で受け付けてくれないのかということは何度も確認しました。高木氏の主張は、要は、とりあえずこういう状況なので、自分らが事業転換をするにあたって窓口としてはあなたたちだから、このことをとりあえず県に上げていただきたいということ言うんですけれども、教育委員会はこの法律の指定は

たいへん解除が難しいということで、そこで話が止まって一向に進まなかったということなんです。それが教育委員会が何で進めなかったかは、ぼくにはわかりません。担当者も当時からずっと代わっていますので、今の担当者に伺ってもその経緯はほとんどわからないような状況であります。

ですから、教育委員会そのものが何で手続きをしてくれなかったかということは、ぼくも説明はつきません。

ただ、高木氏は将来的な事業計画、例えば、昨日も皆さんに紹介したんですけれども、第3次総合計画の中に松崎の港湾のイメージ図がございます。ここには、高木造船さんの前はマリーナみたいな画が描かれていたわけですが、高木造船さんもそんなイメージを持って教育委員会に行かれたわけです。こんな事業をしたいから、何とか手続きをしてほしいかと話されたわけですが、教育委員会の方はそれを県に上げてくれなかったというのが今までの経緯であります。

実際どうして教育委員会が受け付けてくれなかったかは、ぼくの方からは説明がつきません。

○8番（稲葉昭宏君） まず、請願を受け付ける時の議会側の姿勢としては、この願意に妥当性があるか、これがまず大きな問題です。

もう一つは、この願意が実現できるかどうか、議会がね。そこに介入していつてできるかどうかということも重要なことだけれども・・・、そうすると、これは受け付けないということは、法的な何か絡みがあると思うんですよ。教育委員会の方はね。それは受け付けない、これは法律がこういうふうになっているからだめだよとか、いろいろ理由があると思うんですよ。

我々は、この請願を上げてきたときに、それを精査する期間がないから、私は、これはできるだけ高木君の立場に立って、議会も協力してあげたいという気持ちは皆さん持っていると思いますよ。

しかし、それが有効に活用できるような形で協力態勢ができるということについては、むしろ早急に効果があるという・・・、何回もこのことについては渡辺君とも議運などで話をしましたけれども、これは即効性があるという方はよくないですけれども、意見書に切り替えたらどうですか。

それでなければ、今度は、これは継続審議でやるほかしょうがないですよ。ここで決を執るって、これが正しいかどうかというようなことをまず各議員さん方が判断をしなければな

らないから・・・。合法的であるかどうか、これは法律の問題ですから、これはもうある程度時間をもらわなければ議会としては精査できないと思います。

私は継続審議という形がいいと思う。これは私の考えですから・・・、即答できて・・・、すぐ今日即決しようというのは大変無理がある話です。

答弁はいらないです。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（伴 高志君） 私は、この請願を進めるための策として、稲葉議員は請願の形を変えるか継続審議とおっしゃるんですけれども、もし仮にここで議会の承認が得られるとしたら、どういう効果が得られると考えますか。

○3番（渡辺文彦君） 議会が請願を受け入れた場合、担当部署のその内容を伝えるというふうに明示されております。

ですから、ここで採用されるということになれば、この請願の趣旨は教育委員会に伝えられるものと私は考えています。そうしなければいけないと思っています。

○2番（伴 高志君） その効果として、教育委員会がもう少し進めていただけるということにはなるんですか。

○3番（渡辺文彦君） 基本的に教育委員会はまず請願がもし採択されて教育委員会に提出されたら、教育委員会としては、とりあえず動くにしても動かないにしてもその理由を議会上げてこなければ・・・、議会が問いかけた場合は返答しなければなりません。

すぐにやってくれればいいんですけれども、仮に10日間何もやらなければ、議会としてみれば10日後にどうなったということを確認しなければならないと手続的には書かれております。

先ほど稲葉議員から実現の可能性ということを言われたんですけれども、この件に関しては、ぼくも正直言ってこれはわかりません。最終的に判断するのは文化庁ですから、ただ、教育委員会はあくまでも文化庁に行くまでの手続きの途中にあるだけなんです。要は。

町の教育委員会を通して県に行って文化庁に行く、そこで最終的にそれが指定解除になるかどうか文化庁の判断ですから、そこは私にもわからないし、実現の可能性というのはわかりません。

ただ、高木氏の主張にある特殊な事由にあたるのではないかということの判断が文化庁の中でそれが受け入れられるかどうかだけだと思うんですね。これが指定解除になるかならないかは・・・。

高木氏としてみれば、これが文化庁として最終的に解除できませんよということになれば、あそこで今の形態で細々とやるか、あその地をやめてほかに行くしかないわけです。

文化財保護法においては、仮にあそこで造船所を廃業してもそのままクレーンとか何とかを置いておくわけにはいかないわけです。そこは文化財保護地域になっています。そこを片付けなければいけないわけです。

それを、自分たちの都合で辞めるんじゃないで、高木氏にとってみれば、地先が堆積物によって造船業ができなくなった・・・、自分らにとっては不可抗力なんですよ。高木氏にとってみれば。

それがあがあるがために高木氏は悩んでいるわけですけども、ぼくにしてみれば、県が浚渫してくれれば、何も問題ないわけです。はっきり言って。

文化財保護法がかかっても文化財保護法のもとで造船業が続けられますから。

○8番（稲葉昭宏君） 思いは・・・、おそらく渡辺君の思いと我われ議会の皆さんの思いは一緒だと思いますよ。

高木君が30年前からいろいろ苦慮して、苦しい思いをして今日まで来ているわけですから、できるだけ意に沿うような形で協力してあげたいという気持ちはみんな一緒だと思う。

だから、それは、ぼくは技術的なことを言っているのだから、請願を受け付ける議会の立場としては、妥当性がなければならない。

そうすると、今の問題は、要するに教育委員会が窓口で受け付けてくれるか、くれないかという問題もある。

だから、今の紹介議員の話じゃないけれども、請願という・・・、そこにレッテルが付けば、向こうが受け付けてくれるだろう・・・、だけど、それを提出して、要するに請願を承認するためには、そこに正当性がないと議会としてはできないわけです。

それは、あくまでも高木さんの申し出のような立場に立って、それは正当性がある、合法的だという形を議会がとっていかなければ、それが・・・、向こうも対処するについて・・・、個人がせっかく行って、何回も30年間も行って、受け付けてくれないというのは、それなりの相手側の理由があるわけで、だから、その期間というものが欲しいなということで、結局私は継続審議の方が効果的だろう。技術的なことを言っているんです。意見書もそうです。意見書は即効性がありますから、とにかく同調して・・・、願意に対して同調するから、意見書を出してくれと・・・、こういう方が効果的じゃないかという技術的な話をしている。

○3番（渡辺文彦君） 休憩をちょっと・・・議長と相談したいんですけども・・・。

○議長（土屋清武君） 暫時休憩します。

（午後 2時22分）

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時46分）

○議長（土屋清武君） 質疑を続けます。

○6番（福本栄一郎君） 紹介議員の渡辺議員にお伺いしますが、地方自治法で決まっています市町村長・・・、市町村が置かなければならない委員会、行政委員会これには教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会などがありますけれども、これは町長から独立した指揮も命令も受けない独立した権限です。これはもう法律で決まっています。

しからば、教育委員会現在5名います。5名はどうして任命されたかという町長の推薦で我われ議会が同意した委員さんです。全く町長とは別の指揮も権限も監督も受けない全くの独立した教育委員会ということがあります。

それ以外に、行政実例として、昭和25年12月27日に当該地方公共団体の権限外の事項については、不採択のほかないと解されるというのが既に出ているんです。

その中でもう一つ、ここの請願の中に・・・、最後をちょっと朗読しますと、「松崎町の教育委員会については強い憤りをもって抗議し、松崎町議会におかれましては、早急な対処と手続きを取るよう、行政側に指導していただきたくよう、お願いいたします」この辺のところはどう思っているのでしょうか。お聞かせください。

○3番（渡辺文彦君） 私の考えとしては、請願の・・・、一個人に請願権が保障されているわけですが、その請願権は当然教育委員会にもぼくは及ぶと判断しております。

それは当然町の執行部も含めて町が置いている各委員会に当然その請願権は及ぶものと私は理解しています。

行政に手続き・・・、これは基本的には手続きをするのは教育委員会ではなくて事務方がやっていたら・・・、事務方が直接その作業をして県の方にこういう案件が上がっているんだけれども、どう対応していいかということをお聞きいただければ話は進むのかなと私は考えております。

○6番（福本栄一郎君） 30数年来となっていますけれども、この辺は紹介議員の渡辺さんに

また再度お伺いしますけれども、いわゆる事務方、教育委員会の事務局のことを言っていると思うんです。その事務局の指揮監督権は教育委員会、今は教育委員長じゃなくて教育長がトップになっています。その指揮命令を受けて動かなければならない。

ですから、当然事務局に訴えても当然教育長に報告して、教育長がそれに応じれば教育委員会を招集する、こんな流れになっていると思うんです。その辺は、再度、どういうふう認識しているかということをお伺いいたします。

○3番（渡辺文彦君） 先ほども申し上げましたように、ぼくは、町が置いている全ての委員会に対して請願権は及ぶものと理解しております。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○8番（稲葉昭宏君） 私は本案に反対いたします。

反対という意味の中には、決してこれは議会の方が、これは我われの権限外だということではありません。

先ほど皆さんといろいろ話し合った内容ですから、各自皆さん認識していると思います。しかし、せっかくこの請願がここで採択されたとしても、これはもう議会としては大変軽率な結果だと思うわけですね。

ですから、これはやはり重く受け止めて、そして、なおかつ高木さんの心情というもの、30年間の心情というものを考えて、できるだけ議会としては、どういう方向で願意に沿った形で協力ができるかということ考えた時に、今回は、この請願を不採択として、そして、今後建設的な方向で議会がそれに対処するという形の方がより効果的な方法ではないかと考えて、私は本案に反対いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○2番（伴 高志君） 私は、この件に関して少ない時間で審議が不十分に終わってしまうと

いう余地はあるんですけども、やっぱりこれだけ長い時間で実際に何度も足を運んで動いてこられたという経緯がある中で、そういう事情を知っているうえで議会のできることというのをふまえて、次のステップを考えないといけないんですけども、少しでもこの状況を打開していかなければ、現実的にもうずっと仕事も生活もずっと困ったままで進まないままということになってしまいますので・・・、これは・・・、議会として何かできるという方向を少しでも・・・、やっぱり請願書が・議会に・・・、向けられていることの重みをもって賛成したいと思います。

○議長（土屋清武君） これをもって討論を終了します。

これより請願第1号 株式会社タカギ所在地の文化財保護法における「史跡名勝天然記念物」指定解除に関する請願についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（土屋清武君） 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。
